

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	規 則	ページ
○ 北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化振興課】		3
○ 北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則【市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化振興課】		4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市漫画ミュージアムの開館時間等を次のとおり定めることにしました。

1 開館時間及び休館日

開館時間	休館日
午前11時から午後7時まで	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 使用料のうち規則で定めるもの

区分				使用料の額		
陳列品の観覧料	普通観覧料	個人	一般	1人1回	400円	
			中学校及び高等学校の生徒		200円	
			小学校の児童		100円	
	団体 (30人以上)	一般	1人1回	一般		320円
				中学校及び高等学校の生徒		160円
				小学校の児童		80円
	年間定期券	一般	1人1年	一般		2,000円
				中学校及び高等学校の生徒		1,500円
				小学校の児童		1,000円
器具使用料	音響器具	アンプ		1式につき4時間又はその端数ごとに1,000円		
		ワイヤレスマイク		1式につき4時間又はその端数ごとに500円		
		音響器具用スタンド		1本につき4時間又はその端数ごとに100円		
	映像器具	液晶プロジェクター		1台につき4時間又はその端数ごとに6,000円		
		スクリーン		1枚につき4時間又はその端数ごとに1,000円		
	その他の器具	可動陳列ケース		1台につき1回ごとに400円		
		展示用パネル		1枚につき1回ごとに100円		

この規則は、平成24年8月3日から施行することにしました。

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第75号

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例（平成24年北九州市条例第28号）の施行期日は、平成24年8月3日とする。

北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成24年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第76号

北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市芸術文化施設条例施行規則（平成15年北九州市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第5条中「八幡市民会館及び若松市民会館の美術展示室並びに」を「北九州市漫画ミュージアム、八幡市民会館（美術展示室に限る。）、若松市民会館（美術展示室に限る。）及び」に改める。

第6条の見出しを「（陳列品の観覧料等）」に改め、同条中「条例別表第2の」の次に「陳列品の観覧料、」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、北九州市漫画ミュージアムにおいて特別の展覧会を開催する場合の陳列品の観覧料は、その都度市長が定める。

別表第1中

「

響ホール		午前9時から午後10時まで
黒崎文化ホール	駐車場以外の部分	午前9時から午後10時まで
	駐車場	午前8時から午後11時まで

を

「

響ホール	午前9時から午後10時まで	
北九州市漫画ミュージアム	午前11時から午後7時まで	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

に

黒崎文化ホール	駐車場以外の部分	午前9時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
	駐車場	午前8時から午後11時まで	

改める。

別表第2中「器具、設備及び駐車場」を「区分」に、

	浴場	1槽につき4時間又はその端数ごとに1,000円
--	----	-------------------------

を

		浴場			1槽につき4時間又はその端数ごとに1,000円	
漫画ミュージアム	陳列品の観覧料	普通観覧料	個人	一般	1人	400円
				中学校及び高等学校の生徒	1回	200円
				小学校の児童		100円
			団体(30人以上)	一般	1人	320円
				中学校及び高等学校の生徒	1回	160円
				小学校の児童		80円
		年間定期券	一般	1人	2,000円	
			中学校及び高等学校の生徒	1年	1,500円	
			小学校の児童		1,000円	

に

器具 使用 料	音響 器具	アンプ	1式につき4時間又はその端 数ごとに1,000円
		ワイヤレスマイク	1式につき4時間又はその端 数ごとに500円
		音響器具用スタン ド	1本につき4時間又はその端 数ごとに100円
	映像 器具	液晶プロジェクタ ー	1台につき4時間又はその端 数ごとに6,000円
		スクリーン	1枚につき4時間又はその端 数ごとに1,000円
	その 他の 器具	可動陳列ケース	1台につき1回ごとに400 円
		展示用パネル	1枚につき1回ごとに100 円

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 漫画ミュージアムの年間定期券による観覧は、特別の展覧会の観覧を
除く。

付 則

この規則は、平成24年8月3日から施行する。